★　お見合いの心得　★

お見合いは、素晴らしい人生の出会いのひとつです。縁あって出会えたことを感謝し、実りあるものにしてください。

※時間厳守

お見合いは、第一印象が大切です。時間にルーズでは第一印象で減点です。
定刻５分前には指定の場所へ行きましょう。車の使用は避けてください。
遅刻の大半は、車を使用された時に起きています。

※服装ほか

男女ともＴＰＯを心得て清潔な服装を着用、お相手に失礼のない様に配慮しましょう。
そして、好印象を与えましょう。

※挨　拶

お互いに挨拶はさわやかに、はっきりと名乗って、会釈しましょう。しかるべき所に着席したら、お互いに簡単に自己紹介し、あとの話題につながる様にしましょう。

※会話と態度

明るくハキハキと終始にこやかに、外観だけでなく中身に重点をおいて、良い面を見つける様にしましょう。質問にだけ答えて、黙り込んだり、姿勢が悪く常にほかを向いているなど、とんでもないことです。お相手がたとえ気に入らなくても、態度に出すような失礼なことはしないで下さい。
常に楽しい話題を心掛けるようにしましょう。

★　会話のタブーのいろいろ　★

『何回見合いしましたか？』
『どうでしたか？』　『お金はいくら払いましたか？』
『親に言われて来ただけです。』　『まだ結婚する気がないんです。』
◇別れた人の話。（再婚の方）　◇『母が…』、と何度も（若い男性に多い）
◇電話番号やメールアドレスなどの個人情報を教えて欲しい。

※時間と費用

お時間は 30 分～1 時間前後で切り上げるようにして下さい。
（フィーリングが合えば、時間はこの限りではありません）
デート費用も、高額にならないように、また、お茶代程度のものは男性が持つようにして下さい。

※結果報告

遅くても、お見合い結果は、翌日の午後５時迄にご報告下さい。（迷っている場合も必ずご相談下さい。）

※お見合いの変更

キャンセルは一切できません。止むを得ぬ事情が起きた場合、事前に連絡し、日時の変更をしましょう。

※お見合い料が必要な場合

当日封筒に入れ（名前を明記）、私が立ち会う場合は、お見合いの前に手渡しして下さい。
尚、私が立ち会わない場合は事前に所定の口座に振り込むこと。

※場所と時間

お見合い場所が解らず、時間が迫ってきた場合、必ず当方まで！！
電話番号（　　）にかけて場所・時間を確認して下さい。

出会い～ご結婚までをトータルにコーディネートします……

～日本仲人協会本部　結婚希望者応援企画～

《　システム紹介　》

※パートナーとお出会いできるまで，期限なくお世話いたします。

入会時　　＊プライバシーは厳守致しておりますので，ご安心下さい。

☆　本人確認の提示（運転免許証又はマイナンバーカード）自営業・会社役員の男性は所得証明書も

☆　満２０歳以上の現在独身の方で，結婚に前向きである事

☆　結婚生活を営める健康且つ定職（男性のみ）のある方　※定年後は無職も可

入会～お見合い

１，あなたのご希望を考慮し，釣り合うお相手をご紹介します。

２，お見合いの取次は，すべて担当仲人がいたします。

３，双方ともお見合い希望であれば日時・場所を調整⇒積極的にいろいろな人と会ってみましょう。

４，お見合いは当方の指定場所（女性現住所の都道府県内）にて仲人立会いの上本人同士で行います。

５，お見合いの日が決定したのちは，安易に変更しないよう気をつけましょう。

６，お見合い前々日までに「確認」の連絡をし，当日，５～１０分前に指定場所へ来て下さい。

７，「お見合いの心得」に沿ってマナーを守りドリンク代は男性が支払うこと（立会う仲人の分も含む）。

８，お見合いの結果は，迷っている場合でも翌日の夕方５時までに必ず担当仲人に連絡して下さい。

☆注意点…お相手より住所・電話番号などプライバシーに関する事を尋ねられた場合，自己責任でお答えいただく事は結構ですが，当方では交際に入るまでお知らせしておりません。

ご交際

１，双方とも交際ご希望の場合，お互いの電話番号などの連絡先をお知らせしますので，まずは男性からその日のうちに電話して下さい。もちろん，女性からでも結構です。

２，次のデートの日時をお二人で決められれば最高ですね。デートの場所選びも大事なことです。

３，交際に入った後，お相手の詳しい履歴が必要な場合は，自分も用意したうえで相談して下さい。

４，できるだけ早い機会に，お相手のご両親に会って挨拶を済ませましょう。⇒信頼感が高まります。

５，交際中，お金の貸し借りなど，後々トラブルになるようなことは避けましょう。

６，交際結果，お付き合いをお断りする場合は担当仲人まで連絡して下さい。また，お断りとなったお相手の連絡先や連絡手段はすべて削除または破棄しましょう（担当仲人を通じて返却も可）。

７，交際中は，最低月一度は必ず，担当仲人まで報告して下さい。
交際期間は，お相手の心情も考慮し，３～４か月で結論を出しましょう（最長６か月）。

☆注意点…交際中の出来事は，お二人の自己責任です。また交際中の休・退会は出来ません。

ご婚約

１，お二人の意思が固まってきたと思ったら，いよいよプロポーズ！！
プロポーズはタイミングが大切です。事前に担当仲人まで相談して下さい。

２，お相手より　“　ＹＥＳ　”の返事をもらえたら，すぐに連絡して下さい。
良いお返事のあった翌日に成婚料の支払いとなります（又は担当仲人の指定日まで）。

３，ご両家顔合わせ・ご婚約・挙式・新生活の準備など，あらゆるご相談や心配事にお応えする「ブライダルナビ」を利用すること。

※会員の方は，全員下記を誓約していただいているので安心です。

《ペナルティー規定》　皆さんがお約束事を守ってくだされば，下記の請求は無い事をご理解下さい。

入会時　（入会金，登録料の支払い）

☆登録記載事項に（学歴・婚歴・年収等）誤りがあった場合　⇒５万円以下

＊在籍期間中に，履歴（住所・職業・年収等）に変更があったにもかかわらず，当方への連絡をおこたった場合も含む

入会～お見合い　（入会から退会まで２７日に翌月分月会費の支払い）

１，当方より知り得た相手情報を，第三者に漏らしたりお見合いまでに利用した場合
（近所聞合せ・フェイスブックなどを通じて調べること　等）⇒１万円以上

２，お見合いを申し込み，翌日以降２週間以内に，受諾が来ていない段階で取り消す場合　⇒５千円

３，申込側・受諾側に関わらず，既に成立していたお見合いを取り消した場合　⇒１万円
(お見合い日や場所が，未決定の場合も含む)
やむを得ない事情に限り，一度の延期は可能だが，二度目以降の延期は迷惑料として　⇒５千円

４，お見合い当日，連絡無しで１０分以上遅刻した場合　⇒１万円

５，お見合い当日，お見合い場所に連絡なく現れなかった場合　⇒２万円

お見合い～交際　（お見合い当日にお見合い料の支払い）

１，互いに交際希望となったにもかかわらず，一度の電話又は交際もなくお断りにした場合 ⇒１万円

２，お見合い相手に対し，当方に内緒で交際しようと持ちかけたり，退会を求めた場合⇒成婚料相当額

３，交際相手よりお断りの連絡を受けていたにもかかわらず，電話連絡などの接触をした場合⇒１万円

４，交際期間が，お見合い日より６か月経過した場合（本会が了承した場合はこの限りではない）
⇒成婚料相当額

＊お互いが承知の上で，婚約及び入籍などしないで同居する場合もこれに含む

交際～婚約（婚約成立時に成婚料の支払い）

１，本人同士結婚の意志を確認しあったにもかかわらず，確認した日の次の日までに報告なき場合
⇒成婚料の倍額

２，担当仲人から指定された期限までに成婚料の支払いなき場合　⇒成婚料の倍額

３，交際がお断りとなった後も，互いに連絡を取ったり，会ったりしていることが判明した場合
⇒成婚料の倍額

退会　注意…退会連絡は，１か月前の受付となります。

☆在籍中に知り又は知り得た方と，退会後にいかなる事情があろうと，交際又婚約に至った場合
⇒成婚料の倍額

※結婚のお世話をするにあたって当会が不適格な方と判断した場合，お世話の途中といえども金品の返金無しでお世話は取り止めます。

又，会員紹介書に記載していない相手の個人情報について知りたい場合は，お見合い後ご自分の責任で調査して下さい。

顧問先　みお総合法律事務所

概要書面（契約内容の説明書）

本書面を十分にお読みください。

本書面は，　福縁寿サチエル　（以下，当会といいます）が会員に対し提供するサービスの内容，会員が当会に対し支払う費用・支払時期・方法，クーリングオフ等，当会と会員との契約関係の概要を示すものです。

１．　役務提供事業者（当会）

名称：　福縁寿サチエル　千葉松戸支部

住所：　千葉県松戸市串崎新田７３

電話：　０５０－７１１０－８４６５

代表者：　梶澤　明生

２．　サービス内容

当会が会員に提供するサービスは，結婚を希望する会員への結婚相手の紹介及び以下に記載するサービスです。

① 日本仲人協会への登録
② 会員のご希望を考慮し，お見合い相手のご紹介
③ 当会によるお見合いの取次
④ 当会によるお見合い立ち会い
⑤ ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート
⑥ その他上記に関連する活動のサポート

３．　費用（税込）

費用	金額（税込）	支払時期・方法
入会金	10,000 円	入会時（現金・振込）
登録料	10,000 円	２年有効（現金・振込）
月会費	6,500 円	翌月分を毎月 27 日（口座振替のみ）
お見合い料	0 円	何度でも無料
婚約成立料	200,000 円	婚約成立時（現金・振込）

【入会時費用総額】26,500 円

※各費用の内容は以下のとおりです。

①入会金：当会本部への各種事務手続費用
②登録料：当会本部への登録費用（２年更新）
③月会費：お見合い取次や各種相談など会員資格の在籍費用
　　月途中の入会についての月会費は発生しません。

④婚約成立料：婚約（プロポーズ成立）に至った時にお支払いいただく費用

ただし，成婚した場合に下記のいずれかを利用または購入した場合は，婚約成立料から１０万円を差し引きし，１０万円とします。

・ブライダルナビからの「式場紹介」の利用

・「結婚・婚約指輪」「新居探し」の購入

４．　サービス提供期間

当会によるサービス提供期間は，契約締結日を含めた当月から，月会費の支払いのあった当月１ヵ月間ごととなります（月謝制）。

５．　クーリングオフ

① 会員は，入会申込書に署名し，これを受領した日から８日間を経過するまでは，書面により入会申込に関する契約をすべて解除（クーリングオフ）することができます。

② 会員は，当会が①の解除を妨げるために故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し，又は当会が脅迫したことにより困惑した場合，入会申込書を受領した日から８日間を経過していても，いつでも書面により入会申込に関する契約をすべて解除（クーリングオフ）することができます。ただし当会があらためて「クーリングオフができる旨を記載した書面」を発行したときは，会員がこれを受領した日から８日間を経過するまでとなります。

③ クーリングオフの効力は，その書面を発信したときから生じます（郵送の場合消印有効）。

④ ②の解除があった場合において，当会が，そのクーリングオフをした会員に対して，そのクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することはありません。

⑤ ②の解除があった場合において，当会が既に一部のサービスを提供していたときにおいても，その解除をした会員に対して，当該サービスの対価その他の金銭の支払を請求することはありません。

⑥ ①又は②の解除があった場合において，当会がそのクーリングオフをした会員から金銭を受領しているときは，速やかにそのクーリングオフをした会員に対しその全額を返還します。

６．　中途解約

※法律に沿って記載の必要な条項ですが，当会は月謝制（退会時に返金が発生しない会費制度）を採用しているため，次の①②③の説明を省くことが認められています。

① 会員は，入会申込書を受領した日から８日間を経過した後（当会が前条①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し，又は当会が脅迫したことにより困惑し，そのために前条に定めるクーリングオフをしなかったときは，当会が前条に定めるクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から８日間を経過した後であっても）においては，書面により将来に向かって入会に関する契約の解除（中途解約）を行うことができます。

② 当会は，前項の規定により入会に関する契約が解除されたときは，その解除をした会員に対し，以下の各号に定める金額を超える額の金銭の支払を請求することができません。

ア　その解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額

・提供されたサービスの対価に相当する額

・２万円又は契約残額の２０％のいずれか低い額

イ　その解除がサービス提供開始前である場合は３万円

③ 本条①による中途解約時においては，当会は会員に対し，未提供サービスに相当する前受金がある場合，当該相当額を返金します。ただし，日割計算は行いません。

７．　退会時の返金

会員が以下に定める退会事由に該当し当会を退会となる場合は，会員は当会に対し，受領金の返還を求めることができません。

① 当会のシステム紹介や料金・ペナルティー規定に違反したとき

② 当会が結婚相手の紹介をするにふさわしくないと判断したとき

８．　退会

会員は，当会に入会後，任意にいつでも自由に退会することができます。ただし，月会費１ヵ月分を解約手数料として申し受けます。（退会申し出の翌月２７日まで引落し）

９．　効力の不可分性

入会申込書の条項に一部無効な部分があったとしても，当該条項の無効は他の条項の有効性にその影響を与えることはありません。

（理由を付して中途解約条項の説明を省いた場合など）

１０．　保全措置

当会は，入会金その他の前受金について特段の保全措置を講じる必要がない事業者です。

（入会時に受け取る合計金額が５万円を超えないため）

１１．　個人情報の取扱

当会は，入会申込により入手した会員の個人情報につき，個人情報保護法に基づき，入会審査及び本サービスの提供の目的に限り利用します。

本書面記載の各条項につき十分説明しました。　　年　　月　　日

住所　千葉県松戸市串崎新田７３

事業社名　福縁寿サチエル

代表者氏名　梶澤明生

担当者

本書面記載の各項目について貴会から説明を受け，十分理解しました。

年　　月　　日

住所

氏名

日本仲人協会での婚約成立時にブライダルナビで利用可能なもの

・婚約・結婚指輪
（　）気に入ったものがあれば購入する
（　）他で購入するところを知っている
（　）その他

・結婚式・披露宴
（　）気に入った式場・ホテルがあれば，利用する
（　）式場は決めているところがある
（　）その他

・新居
（　）婚約成立後，二人で探すので，利用する
（　）新築にしたいので，直接その業者を利用する
（　）その他

「結婚希望者が安心して婚活できる結婚相手紹介とはどういうものだろうか？」
「理想の仲人とはどういう人物だろうか？」・・・

それが「仲人士資格制度」発足のスタートでした。
そこで、NPO 法人（内閣府認証）全国結婚相談業教育センターでは、次の 3 本柱を厳守し運営している結婚相手紹介の仲人たちを、選別し支援するため、独自の「資格認定制度」を立ち上げることにいたしました。

① 入会時に受取る合計金額が 5 万円を超えないという、結婚希望者にとって安心できる**成功報酬制の料金システムで運営**していること。
② 個人情報保護法・特定商取引法・消費者契約法などの**法令に対する知識を持ち、遵守**していること。
③ お見合い会員に対して親切・丁寧な対応をすることは言うまでもないことだが、お見合いを申込んだ相手から**受諾が来るような釣り合う相手を指導**し、時には厳しいことを言うことも心がけていること。

これが「仲人士資格」です。

結婚相手紹介のプロである、結婚相談所や結婚情報センターと言われているところの、「成婚率」が、10%を超えるところを、私の知る限り聞いたことがありません。
この原因がどこにあるのかを考えてみました。
第一に思うのは、入会時に受け取る料金が、十万単位の高額であるため、入会希望者に対してお客様扱いになり、お見合いを申込む相手の条件が高望みになりがちだということです。
男性の場合、大学を出て年収も 400～500 万円以上で身長も 170cm 以上あれば、まずお見合いは組めますが、その条件を外すと女性はなかなかお見合いをＯＫしてくれないという現実、**逆に女性の場合は、**学歴やキャリアがあるにもかかわらず、持参された写真が男性受けしないと、男性は条件よりも写真（容姿）を優先するため、希望する男性からのお見合いのＯＫがとり難いという現実をしっかり説明せずに入会してもらうから、希望の相手と結婚どころか

お見合さえも組めないことになり、後で苦情になるという構図です。
お見合さえ組めれば、いろいろなタイプの相手と会っているうちに、価値観の合う方や将来設計の合う方など、ぴったりな方と出会う可能性が広がっていくのです。
“幸せな結婚をしてもらいたい”というこの一点で、「仲人士」は時には厳しいことを言うこともあります。お見合い会員のあなたも、相手に希望を出すばかりでなく、自分は相手に何をしてあげられるかを考えることも大切なことです。
それが嫌な方は、お客様扱いをしてくれる結婚相談所に行かれたらいいと思います。

なお、理事長の推薦するカリスマ仲人 100 人は、全員一生懸命お世話しますが、相性が合わないで仲人の真意が伝わらない場合もあるかもしれません。そんな時は、メールで相談してもらえば内容によっては担当を変えることも可能です。
今回は、全員同じ料金ですので、担当の変更で入会金を再度支払うなどの不都合は生じません。

全国結婚相談業教育センターは、“そろそろ結婚したい”と願うあなたを
全面的に応援します！　　**理事長　中西圭司**

入会申込書（契約書）

本書面を十分にお読みください。

本書面は，特定商取引法第４２条２項に基づき，**福縁寿サチエル**（以下，当会といいます）と会員との間における結婚相手紹介サービス提供契約の内容を明らかにするためのものです。

第１条　役務提供事業者（当会）

名称：福縁寿サチエル　千葉松戸支部
住所：千葉県松戸市串崎新田７３
電話：０５０－７１１０－８４６５
代表者：梶澤　明生
契約締結の担当者：

第２条　サービス内容（役務）について

１　当会が会員に提供するサービスは，結婚を希望する会員への結婚相手の紹介及び以下に記載するサービスです。

① 日本仲人協会への登録
② 会員のご希望を考慮し，お見合い相手のご紹介
③ 当会によるお見合いの取次
④ 当会によるお見合い立ち会い
⑤ ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート
その他上記に関連する活動のサポート

２　上記サービス提供の形態又は方法は以下の通りです。
会員専用システム画面による紹介や取次・仲人による個別紹介

３　当会によるサービス提供期間は，契約締結日を含めた当月から，月会費の支払いのあった当月１ヵ月間ごととなります（月謝制）。

第３条　サービス（役務）の対価

会員が当会に役務の対価として支払わなければならない金銭の額は以下の通りです。

費用	金額（税込）	支払時期・方法
入会金	10,000 円	入会時（現金・振込）
登録料	10,000 円	２年有効（現金・振込）
月会費	6,500 円	翌月分を毎月 27 日（口座振替のみ）
お見合い料	0 円	何度でも無料
婚約成立料	200,000 円	婚約成立時（現金・振込）

【入会時費用総額】26,500 円

※各費用の内容は以下のとおりです。

①入会金：当会本部への各種事務手続費用

②登録料：当会本部への登録費用

③月会費：お見合い取次や各種相談など会員として活動するための費用
月途中の入会についての月会費は発生しません。

④婚約成立料：婚約（プロポーズ成立）に至った時にお支払いいただく費用
ただし，成婚した場合に下記のいずれかを利用または購入する場合は，婚約成立料から１０万円を差引し，１０万円とします。

・ブライダルナビからの「式場紹介」の利用

・「結婚・婚約指輪」「新居探し」の購入

第４条　　クーリングオフ

① 会員は，入会申込書に署名し，これを受領した日から８日間を経過するまでは，書面により入会申込に関する契約をすべて解除（クーリングオフ）することができます。

② 会員は，当会が①の解除を妨げるために故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し，又は当会が脅迫したことにより困惑した場合，入会申込書を受領した日から８日間を経過していても，いつでも書面により入会申込に関する契約をすべて解除（クーリングオフ）することができます。ただし当会があらためて「クーリングオフができる旨を記載した書面」を発行したときは，会員がこれを受領した日から８日間を経過するまでとなります。

③ クーリングオフの効力は，その書面を発信したときから生じます（郵送の場合消印有効）。

④ ②の解除があった場合において，当会が，そのクーリングオフをした会員に対して，そのクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することはありません。

⑤ ②の解除があった場合において，当会が既に一部のサービスを提供していたときにおいても，その解除をした会員に対して，当該サービスの対価その他の金銭の支払を請求することはありません。

⑥ ①又は②の解除があった場合において，当会がそのクーリングオフをした会員から金銭を受領しているときは，速やかにそのクーリングオフをした会員に対しその全額を返還します。

第５条　　中途解約

※第５条は法律に沿って記載の必要な条項ですが，当会は月謝制（退会時に返金が発生しない会費制度）を採用しているため，次の１～３の説明を省くことが認められています。

１　会員は，入会申込書を受領した日から８日間を経過した後（当会が前条①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し，又は当

会が脅迫したことにより困惑し，そのために前条に定めるクーリングオフをしなかったときは，当会が前条に定めるクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から８日間を経過した後であっても）においては，書面により将来に向かって入会に関する契約の解除（中途解約）を行うことができます。

２　当会は，前項の規定により入会に関する契約が解除されたときは，その解除をした会員に対し，以下の各号に定める金額を超える額の金銭の支払を請求することができません。

ア　その解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額

・提供されたサービスの対価に相当する額

・２万円又は契約残額の２０％のいずれか低い額

イ　その解除がサービス提供開始前である場合は３万円

３　本条①による中途解約時においては，当会は会員に対し，未提供サービスに相当する前受金がある場合，当該相当額を返金します。ただし，日割計算は行いません。

第６条　　退会事由

以下の項目に該当すると判断する場合には，当会は本契約を解除し会員は当会から退会となります。

① 当会のシステム紹介や料金・ペナルティー規定に違反したとき

② 当会が結婚相手の紹介をするにふさわしくないと判断したとき

第７条　　退会時の返金

会員が前条に定める退会事由に該当し当会を退会となる場合は，当会に対し受領金の返還を求めることができません。

第８条　　退会

会員は，当会に入会後，任意にいつでも自由に退会することができます。ただし，月会費１ヵ月分を解約手数料として申し受けます。（退会申出月の２７日まで引落し）

第９条　　効力の不可分性

入会申込書の条項に一部無効な部分があったとしても，当該条項の無効は他の条項の有効性にその影響を与えることはありません。

（理由を付して中途解約条項の説明を省いた場合など）

第１０条　　保全措置

当会は，入会金その他の前受金について特段の保全措置を講じる必要がない事業者です。（入会時に受け取る合計金額が５万円を超えないため）

第１１条　　個人情報の取扱

当会は，入会申込により入手した会員の個人情報につき，個人情報保護法に基づき，入会審査及び本サービスの提供の目的に限り利用します。

第１２条　　会員の義務

会員は，別紙会員規約（システム紹介およびペナルティー規定）記載の各項目について誠実に遵守することを誓約します。会員が会員規約に違反したと当会が判断する場合には，会員は同規約記載の違反金を支払うことに同意します。

第１３条　日本仲人協会本部との関係について

日本仲人協会本部とは，成婚を目指すべくお見合いの組み合わせをするために当会が加盟しているものであり，経営などに関する資本の関係にはありません。従って，この契約に関することは，すべて当会に責任が帰属します。

上記について合意したことを証するため，本書面２通を作成し，１通ずつ保管します。

契約締結年月日　　年　　月　　日

【事業者】

住所　千葉県松戸市串崎新田７３

事業社名　福縁寿サチエル

代表者氏名　梶澤明生

担当者

【申込者】

住所

氏名

本書面記載の各項目について貴会から説明を受け十分理解し，本書面を受領しました。

年　　月　　日

氏名

年　　月　　日　　仲人名　梶澤　明生

【入会時費用総額】26,500 円　領収しました。

サイン＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Eタイプ専用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収 加）

（兼 預金口座振替申込書）

年　月　日

2200

収納企業名
日本システム収納株式会社（NSS）

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名		銀行 / 信託銀行 / 信用金庫 / 信用組合 / その他	支店名　支店御中
預金種目	1. 普通(総合)　2. 当座	口座番号(右づめ7桁でご記入ください)	
フリガナ		金融機関へのお届出印	
口座名義人	(法人の場合は代表者名・肩書きのフリガナは不要です。) ※法人の場合は必ず代表者名・肩書きもご記入ください。	印	

振替日　27日　（金融機関休業日の場合は翌営業日）

お届出印をご捺印ください。

金融機関受付印

ゆうちょ銀行

種目コード	契約種別コード	通帳記号（左づめ）	通帳番号（右づめ）
1 6 6	3 0	1 0 の	

口座名義人	カナ	お届出印
払込日	27日（ただし非営業日の場合は翌営業日）	
払込先口座番号	00970-6-15938	払込先加入者名　日本システム収納株式会社

取扱店日附印

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。
私は、日本システム収納株式会社から請求された金額を私名義の上記預金口座から預金口座振替（自動払込）によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約（ゆうちょ銀行は除く）のうえ依頼します。

―預金口座振替規定―（ゆうちょ銀行は除く）

1. 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責による場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。

金融機関使用欄

（不備返却事由）
1. 預金取引なし　3. 印鑑相違
2. 記載事項等相違（店名、預金種目、口座番号、口座名義）　4. その他（　）
（備　考）

検印
印鑑照合
受付印

【収納企業使用欄】

ご住所	郵便番号　－ 電話番号（　）
申込者	印 下記の「個人情報の取扱いについて」に記載の内容について同意します。

お申込者様が必ずご記入、ご捺印ください。

＜個人情報の取扱いについて＞

当団体は個人情報を業務の維持・管理およびサービスのご提供・ご案内、当団体業務に関する情報提供、サービスの充実等の目的のために使用します。また、当団体は右記の目的のために、当申込書に記載の個人情報を日本システム収納株式会社に提供します。なお、今後、個人情報に変更等が生じた場合にも、上記に準じて取り扱います。

《日本システム収納株式会社への提供目的》
①口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務
②上記①に関する運営管理、商品・サービスの充実
③その他上記①～②に関連・付随する業務

団体名	株式会社　日本仲人協会	団体コード	0933927
加入者コード		所属コード	

＜不備返送先（金融機関用）＞
〒564－8523
吹田市江坂町1丁目23番101号
日本システム収納株式会社
電話　(06)　6386-5702

改訂日：2018.02.01　仲人番号　仲人名

【※カリスマ仲人士・成婚ラボ】　【※カリスマ仲人士 成婚ラボ】

入会申込書（契約書）

本書面を十分にお読みください。

本書面は，特定商取引法第４２条２項に基づき，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下，当会といいます）と会員との間における結婚相手紹介サービス提供契約の内容を明らかにするためのものです。

第１条　役務提供事業者（当会）

名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約締結の担当者：

第２条　サービス内容（役務）について

１　当会が会員に提供するサービスは，結婚を希望する会員への結婚相手の紹介及び以下に記載するサービスです。

① 日本仲人協会への登録
② 会員のご希望を考慮し，お見合い相手のご紹介
③ 当会によるお見合いの取次
④ 当会によるお見合い立ち会い
⑤ ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート
その他上記に関連する活動のサポート

２　上記サービス提供の形態又は方法は以下の通りです。
会員専用システム画面による紹介や取次・仲人による個別紹介

３　当会によるサービス提供期間は，契約締結日を含めた当月から，月会費の支払いのあった当月１ヵ月間ごととなります（月謝制）。

第３条　サービス（役務）の対価

会員が当会に役務の対価として支払わなければならない金銭の額は以下の通りです。

費用	金額（税込）	支払時期・方法
入会金	10,000 円	入会時（現金・振込）
登録料	10,000 円	２年有効（現金・振込）
月会費	6,500 円	翌月分を毎月 27 日（口座振替のみ）
お見合い料	0 円	何度でも無料
婚約成立料	200,000 円	婚約成立時（現金・振込）

【入会時費用総額】26,500 円

※各費用の内容は以下のとおりです。

①入会金：当会本部への各種事務手続費用

②登録料：当会本部への登録費用

③月会費：お見合い取次や各種相談など会員として活動するための費用
月途中の入会についての月会費は発生しません。

④婚約成立料：婚約（プロポーズ成立）に至った時にお支払いいただく費用
ただし，成婚した場合に下記のいずれかを利用または購入する場合は，婚約成立料から１０万円を差引し，１０万円とします。

・ブライダルナビからの「式場紹介」の利用

・「結婚・婚約指輪」「新居探し」の購入

第４条　　クーリングオフ

① 会員は，入会申込書に署名し，これを受領した日から８日間を経過するまでは，書面により入会申込に関する契約をすべて解除（クーリングオフ）することができます。

② 会員は，当会が①の解除を妨げるために故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し，又は当会が脅迫したことにより困惑した場合，入会申込書を受領した日から８日間を経過していても，いつでも書面により入会申込に関する契約をすべて解除（クーリングオフ）することができます。ただし当会があらためて「クーリングオフができる旨を記載した書面」を発行したときは，会員がこれを受領した日から８日間を経過するまでとなります。

③ クーリングオフの効力は，その書面を発信したときから生じます（郵送の場合消印有効）。

④ ②の解除があった場合において，当会が，そのクーリングオフをした会員に対して，そのクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することはありません。

⑤ ②の解除があった場合において，当会が既に一部のサービスを提供していたときにおいても，その解除をした会員に対して，当該サービスの対価その他の金銭の支払を請求することはありません。

⑥ ①又は②の解除があった場合において，当会がそのクーリングオフをした会員から金銭を受領しているときは，速やかにそのクーリングオフをした会員に対しその全額を返還します。

第５条　　中途解約

※第５条は法律に沿って記載の必要な条項ですが，当会は月謝制（退会時に返金が発生しない会費制度）を採用しているため，次の１～３の説明を省くことが認められています。

１　会員は，入会申込書を受領した日から８日間を経過した後（当会が前条①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し，又は当

会が脅迫したことにより困惑し，そのために前条に定めるクーリングオフをしなかったときは，当会が前条に定めるクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から８日間を経過した後であっても）においては，書面により将来に向かって入会に関する契約の解除（中途解約）を行うことができます。

２　当会は，前項の規定により入会に関する契約が解除されたときは，その解除をした会員に対し，以下の各号に定める金額を超える額の金銭の支払を請求することができません。

ア　その解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額

・提供されたサービスの対価に相当する額

・２万円又は契約残額の２０％のいずれか低い額

イ　その解除がサービス提供開始前である場合は３万円

３　本条①による中途解約時においては，当会は会員に対し，未提供サービスに相当する前受金がある場合，当該相当額を返金します。ただし，日割計算は行いません。

第６条　　退会事由

以下の項目に該当すると判断する場合には，当会は本契約を解除し会員は当会から退会となります。

① 当会のシステム紹介や料金・ペナルティー規定に違反したとき

② 当会が結婚相手の紹介をするにふさわしくないと判断したとき

第７条　　退会時の返金

会員が前条に定める退会事由に該当し当会を退会となる場合は，当会に対し受領金の返還を求めることができません。

第８条　　退会

会員は，当会に入会後，任意にいつでも自由に退会することができます。ただし，月会費１ヵ月分を解約手数料として申し受けます。（退会申出月の２７日まで引落し）

第９条　　効力の不可分性

入会申込書の条項に一部無効な部分があったとしても，当該条項の無効は他の条項の有効性にその影響を与えることはありません。

（理由を付して中途解約条項の説明を省いた場合など）

第１０条　　保全措置

当会は，入会金その他の前受金について特段の保全措置を講じる必要がない事業者です。（入会時に受け取る合計金額が５万円を超えないため）

第１１条　　個人情報の取扱

当会は，入会申込により入手した会員の個人情報につき，個人情報保護法に基づき，入会審査及び本サービスの提供の目的に限り利用します。

第１２条　　会員の義務

会員は，別紙会員規約（システム紹介およびペナルティー規定）記載の各項目について誠実に遵守することを誓約します。会員が会員規約に違反したと当会が判断する場合には，会員は同規約記載の違反金を支払うことに同意します。

第１３条　日本仲人協会本部との関係について

日本仲人協会本部とは，成婚を目指すべくお見合いの組み合わせをするために当会が加盟しているものであり，経営などに関する資本の関係にはありません。従って，この契約に関することは，すべて当会に責任が帰属します。

上記について合意したことを証するため，本書面２通を作成し，１通ずつ保管します。

契約締結年月日　　年　　月　　日

【事業者】

住所

事業社名

代表者氏名

担当者

【申込者】

住所

氏名

本書面記載の各項目について貴会から説明を受け十分理解し，本書面を受領しました。

年　　月　　日

氏名

年　　月　　日　　仲人名

【入会時費用総額】26,500 円　領収しました。

サイン＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿